

最上町農業委員会第3回総会議事録

日 時 平成29年08月25日(金) 午前10時00分～
場 所 最上町役場3階大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 寫 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(6名)

藤畑 智 今田源光 伊藤 凡
齊藤和広 菅 欣也 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃
事務局次長 金田敏幸 事務筆耕 伊藤美賀子

5. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 3 回総会を開会いたします。本日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので、本会は会議規則第 6 条により在任委員の過半数が出席によるということで成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、3 番委員、4 番委員兩名を指名いたします。

それでは、議事に入る前に皆様をお願いいたします。総会が、スムーズに挙行されますよう議事進行にご協力をお願いいたします。なお、発言の際は、挙手起立、議席番号を言ってからお願いいたします。また、総会中私語はなるべく控えてください。

日程第 3、議事にはいります。

【議 事】

議 長 : 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成29年8月25日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第1号について朗読説明4件)

議長： ただ今、事務局より4件について説明がありました。1番2番については、7番委員、3番4番については、1番委員より調査員報告がございませう。それでは、7番委員、報告をお願いいたします。

(7番委員挙手)

7番委員： 8月22日に事務局次長と現地調査に行つてまいりました。(1番について) ちょうど譲受人の会社前で草がうっそうと生えておりました。以前は、譲渡人が畑を作つていたということですが、今は、譲受人が草を刈つたりしているようです。(国道との) 段差等ありますが整地し砂利を施工するということで、何も問題ないと思ひます。2番も13頁にあります、北バイパスで向町小学校に向う途中の左に入る道路になります。譲受者は申請地の隣に居住しております。申請地は、休耕田となっております、草が生い茂つている状態でした。反対側には、川がありますが、こちらのほうには排水路などはないのでここで除雪排雪作業は、大変だと思ひえる場所でした。冬季以外は、駐車場などにも利用できるということで転用には何も問題はないというところでした。以上です。

議長： はい、ご苦勞様でした。3番4番について、1番委員報告をお願いいたします。

(1番委員挙手)

1番委員： 8月23日に事務局次長と現地調査に行つてまいりました。(3番について) 貸人2人ですが、上の借人は、昨年ですか、今年の9月いっぱい(砂利を)採り終つて危険な状況等もなかったもので、異常はないと思ひました。(4番について) 野頭の奥の方ですが、そこは元々桑畑ということで、タラの芽も作つていたようでしたが今は空いているということでした。借人が砂利の埋め戻し用としてその下をまた掘りたいということで

すが、契約が3年で切れてしまうので今回また契約をしたいということでの許可申請でした。ただ、雨が降った場合流れてしまうのではないかと思いましたが、そこをため池のように掘り起こして一旦沈殿させて、水を流すような仕組みをとっていましたので、問題は無いと思います。以上です。

議 長 : はい、ご苦労様でした。

ただ今、4件について、調査員報告がありました。この4件について皆さんから、ご意見ご質問を賜ります。ご意見ご質問はありませんか。

(9番委員挙手)

9番委員 : (2番について) 14頁の897-3、892-12、この土地は譲受人の土地ですか。

(事務局挙手)

事務局 : 補足説明書9頁(の選定理由)に896-25・897-3・862-12に居住していると示してあります。譲受人の土地です。

(9番委員挙手)

9番委員 : はい、わかりました。

議 長 : その他は、ありませんか。

(2番委員挙手)

2番委員 : 確認です。3番4番の砂利採取ですが、貸人がふたりとも違う方で土地も共有ではない場合、契約はふたりと業者とになっていますが、銘々の形で表すのではないのでしょうか。

(事務局挙手)

事務局 : 実際の契約書は、おのこの契約書になっております。議案書は、1計画に対して1項目ということで書かせていただいております。

(1 番委員挙手)

1 番委員 : これ、自分も確認してみました。業者の申請ですので、このような形になったのだと思います。

(事務局挙手)

事務局 : 提出されている申請書は、一区画の中の事業という形での申請書になっています。県に進達する書類一つと判断しての計上になります。バラバラ(貸人毎の)の形よりは、まとめた申請になります。

(2 番委員挙手)

2 番委員 : 対価などは、どなたがいくらか疑問を抱きますので、契約書内容がキチンとされている場合は、問題として公共的に農業委員会に提出するのであれば明細が必要だと思います。

議長 : 業者がひとつであっても、貸土地の地番が別々なので、契約がキチンとなされているのなら各々の対価がわかるように計上するという事で申請者と話をしてください。
他にありませんか。

(4 番委員挙手)

4 番委員 : (3 番の件について) 東法田の件です。小学校の近くであり、ここは住宅も近いので、子どもの安全面の確保をお願いしたい。もしものことがあると大変です。役場からもお願いしたいと思います。

議長 : 4 番委員から採取場の安全確保ということで、事務局からより厳重な注意事項も含めて指導に当たっていただきたいとまた、調査員と再度確認のうえ進めていただきたいと思います。他にありませんか。

無いようですので、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第 1 号について原案のとおり賛成の方、挙手願います。

(全員挙手)

はい、全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定承認されました。

それでは引き続き、議案第2号「最上町農用地利用集積計画の承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「最上町農用地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18号第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成29年8月25日提出最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第2号朗読説明6件)

議長： ただ今、議案第2号について、事務局より説明がありました。この6件についてご質問、ご意見はございませんか。

(3番委員挙手)

3番委員： 1番の案件ですけれども、権利の設定期間・移転時期が平成29年9月13日になっていますが、今年度の作付けはどうなっているのでしょうか。

事務局： 現在は、譲渡人が田を作っています。9月13日の移転は申請があつての日付ですが、販売名義等どちらがどうということは把握しておりません。再度確認いたします。

議長： 他にございませんか。

(4番委員挙手)

4番委員： 3番、4番、5番、6番についてです。すべて譲受人は同じですが、何を作っているのですか。

事務局： 東法田の大沢山は、旧桑園になっておりました。6町歩ほどありますが、ソバを蒔いて収穫しております。旦那さんとふたり夫婦でリンドウなどもやっております。

4番委員 : はい、わかりました。

議長 : 他にございませんか。

(2番委員挙手)

2番委員 : (1番について) 30頁の航空写真で確認いたしますと1660の隣の田んぼはどなたの所有でしょうか。田んぼ1枚が半分のような感じなので確認です。

(職務代理挙手)

職務代理 : 詳しいことは、わかりませんがうちで整田改良をしたときも面積が3人分取れなくて、按分(あんぶん)で1枚の田んぼの中に3方の田んぼがありました。私の方は、基盤整備が終わってからお金を出して、お互いにクロ(畦畔)を作りましたけれどもたぶんこの方は、一緒に田んぼを作っているのではないかと思います。それでなければおそらく畦畔が作ってあると思います。だから、現況はこうなっているのだと思います。
すみません、詳しいことはわかりません。

4番委員 : ○○組では作っていませんか。○○推進委員はわかりませんか。

推進委員 : 畦畔は、しっかりと作られています。幅は本当に狭いですが、作られています。

2番委員 : 下の田んぼはどなたの所有かわかりますか。

推進委員 : 大堀の方の田んぼです。

2番委員 : はい、わかりました。

議長 : これからも今(1番の案件)のようなものがあると思います。採決権は農業委員会にあるとしても意見を求められる機会があります。推進員はそのことを理解した上で答えていただければ大変ありがたいと思います。
他にありませんか。

無いようですので、議案第2号について採決いたします。議案第2号に

ついて原案のとおり決定することに賛成の方举手願います。

(全員挙手)

はい、全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で本日の議案並びに報告事項は終了いたしました。その他の件についてですが、新制度がスタートしましての運営委員を選出したいと思います。議長として皆様から指名権をいただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(賛成多数)

それでは、私から指名いたします。1期3年間委員としてよろしく願いいたします。4番委員、5番委員、3番委員の3名、委員長は4番委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(拍手)

3名の方、よろしく願いいたします。

【閉 会】

議長：これをもちまして、平成29年度最上町農業委員会第3回総会を閉会いたします。ありがとうございました。